

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則及び通商産業省組織規程の一部を改正する省令新旧対照条文

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（包括委任状）</p> <p>第六条 特定手続（令第一条第四十三号から第四十七号までに掲げる手続を除く。）、特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による令第一条第一号から第四十号までに掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正（令第一条第四十一号に掲げるものを除く。）又は令第二条第三項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四条の三（第五条の第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を援用してすることができる。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（包括委任状）</p> <p>第六条 特定手続（令第一条第四十三号から第四十七号までに掲げる手続を除く。）、特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の二若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による令第一条第一号から第四十号までに掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正（令第一条第四十一号に掲げるものを除く。）又は令第二条第三項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四条の三（第五条の第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を援用してすることができる。</p> <p>2 4 （略）</p>

(物件の提出)
第十九条 (略)

一〇十一 (略)

十二 特許法施行規則第三十二条第二項、意匠法施行規則第十三条第一項又は商標法施行規則第九条の五第二項の規定により提出すべき証拠物件

十三〇十六 (略)

2 (略)

(特定処分等の指定)

第二十三条 令第三条第一号及び第二号の通商産業省令で定める手続は、次に掲げる手続(令別表の第二欄に掲げる手続(平成十二年一月一日以後に請求された拒絶査定等に対する審判の請求が特許庁に係属している場合にする手続を除く。))に係るものを除く。)とする。

一〇十三 (略)

十四 特許法第十七条第一項若しくは第三項(法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。次号において同じ。)若しくは特許法第三百三十三条第二項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。次号において同じ。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。次号において同じ。))において準用する場合を含む。)、実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四若しくは同法附則第二十四条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。次号において同じ。))の規定による前各号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

十五 特許法第十七条第一項若しくは第三項若しくは法第三百三十三条第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十

(物件の提出)
第十九条 (略)

一〇十一 (略)

十二 特許法施行規則第三十二条第二項、意匠法施行規則第十三条第一項又は商標法施行規則第九条の二第二項の規定により提出すべき証拠物件

十三〇十六 (略)

2 (略)

(特定処分等の指定)

第二十三条 令第三条第一号及び第二号の通商産業省令で定める手続は、次に掲げる手続(令別表の第二欄に掲げる手続(平成十二年一月一日以後に請求された拒絶査定等に対する審判の請求が特許庁に係属している場合にする手続を除く。))に係るものを除く。)とする。

一〇十三 (略)

十四 特許法第十七条第一項若しくは第三項(法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。次号において同じ。)若しくは特許法第三百三十三条第二項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。次号において同じ。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。次号において同じ。))において準用する場合を含む。)、実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の二若しくは同法附則第二十四条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。次号において同じ。))の規定による前各号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

十五 特許法第十七条第一項若しくは第三項若しくは法第三百三十三条第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十

2

二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による令第一条第一号から第三十八号まで及び第四十号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（令第一条第四十一号に掲げるものを除く。）

2

二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の二若しくは同法附則第二十四条の規定による令第一条第一号から第三十八号まで及び第四十号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（令第一条第四十一号に掲げるものを除く。）

改正案

現行

<p>(特許情報管理室) 第五十条の十 (略)</p> <p>(国際特許出願室) 第五十条の十一 特許庁審査第一部方式審査第一課に国際特許出願室を置く。</p> <p>2 国際特許出願室においては、次の事務をつかさどる。 一 特許及び実用新案に係る国際出願（以下「国際出願」という。）に関する出願書類（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定により出願書類とみなされるものを含む。以下この条において同じ。）の接受及び発送を行うこと。 二 国際出願に関する出願書類の方式審査に関すること。 三 国際出願に関する出願書類の整理及び保管を行うこと。 3 国際特許出願室に特許庁長官の指名する室長を置く。</p> <p>(国際商標出願室) 第五十条の十二 特許庁審査第一部方式審査第二課に国際商標出願室を置く。</p> <p>2 国際商標出願室においては、次の事務をつかさどる。 一 商標に係る国際登録出願（以下「国際登録出願」という。）に関する出願書類の接受及び発送を行うこと。 二 国際登録出願に関する出願書類の方式審査に関すること。 三 国際登録出願に関する出願書類の整理及び保管を行うこと。 3 国際商標出願室に特許庁長官の指名する室長を置く。</p>	<p>(公報生産管理室) 第五十条の十 特許庁総務部公報課に公報生産管理室を置く。 2 公報生産管理室においては、特許公報、実用新案公報、意匠公報、商標公報等の印刷及び刊行に関する事務をつかさどる。 3 公報生産管理室に特許庁長官の指名する室長を置く。</p> <p>(特許情報管理室) 第五十条の十一 (略)</p> <p>(国際出願室) 第五十条の十二 特許庁審査第一部方式審査第一課に国際出願室を置く。</p> <p>2 国際出願室においては、次の事務をつかさどる。 一 国際出願に関する出願書類（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定により出願書類とみなされるものを含む。以下この条において同じ。）の接受及び発送を行うこと。 二 国際出願に関する出願書類の方式審査に関すること。 三 国際出願に関する出願書類の整理及び保管を行うこと。 3 国際出願室に特許庁長官の指名する室長を置く。</p>
--	---